

公益社団法人日本表面科学会 栄誉会員規程

平成 25 年 2 月 2 日理事会承認

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、定款第 6 条の定めるところにより、栄誉会員をおく。

(資格)

第 2 条 定款第 6 条に定めるとおり、栄誉会員は、表面科学およびその応用に関して世界的に優れた業績を挙げ、学会に顕著な貢献があり、かつ社会に徳望を有する者で、総会の議決により選定された個人会員とする。

(種類)

第 3 条 栄誉会員には名誉会員および功労会員がある。

(1) 名誉会員の資格として、本会会長の経験者で、その年度の通常総会の時点で満 70 才以上の個人会員を基準とする。

(2) 功労会員の資格として、本会の理事、協議員、あるいは各種委員を 4 期以上務め、その年度の通常総会の時点で満 68 才以上の個人会員を基準とする。

(特典)

第 4 条 栄誉会員は、本会より栄誉会員記（名誉会員記または功労会員記）を受け、正会員の待遇を受けるが、会費の納付を要しない。

(推薦)

第 5 条 栄誉会員候補者の推薦は下記による。

(1) 本会名誉会員、功労会員、および正会員は、栄誉会員候補者を推薦することができる。

(2) 候補者の推薦に際しては、定められた形式による推薦書および推薦理由書等を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(選考)

第 6 条 栄誉会員の選定は、学会賞規程が定める学会賞等選定委員会が行う。

2 選定委員会は、推薦された候補者から総会に推挙すべき者を選定し、理事会に推薦する。

3 選定委員会は、必要があれば、選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

4 会長は選定委員会による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、総会に推薦すべき者を選定する。

(内規)

第 7 条 栄誉会員の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成 25 年 2 月 2 日から施行し、平成 25 年 2 月 2 日から適用する。